

鴻巣市 地方公営企業用語集

初版令和 6 年 4 月

鴻巣市上下水道部
経営業務課

目次

| | |
|----------------------------|----|
| <あ> | 7 |
| ・ 預り金 | 7 |
| ・ 維持管理費 | 7 |
| ・ 一時借入金（の限度額） | 7 |
| ・ 1年基準（ワン・イヤー・ルール） | 7 |
| ・ 一部適用（財務規定等の一部適用） | 7 |
| ・ 一般会計補助金 | 7 |
| ・ 一般会計負担金 | 8 |
| ・ 雨水公費・汚水私費の原則 | 8 |
| ・ 営業収益 | 8 |
| ・ 営業外収益 | 8 |
| ・ 営業費用 | 8 |
| ・ 営業外費用 | 9 |
| <か> | 9 |
| ・ 外部資金 | 9 |
| ・ 貸倒引当金 | 9 |
| ・ 貸倒引当金繰入額 | 9 |
| ・ 加入金 | 9 |
| ・ 管理者（公営企業管理者） | 9 |
| ・ 元利償還 | 10 |
| ・ 管路経年化率（管渠経年化率） | 10 |
| ・ 管路更新率（管渠改善率） | 10 |
| ・ 機械及び装置 | 10 |
| ・ 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 | 10 |
| ・ 期間損益計算 | 10 |
| ・ 企業債 | 11 |
| ・ 企業債明細書 | 11 |
| ・ 企業職員 | 11 |
| ・ 基本料金 | 11 |
| ・ 給水原価 | 11 |

| | |
|-----------------|----|
| ▪ 給水条例（供給規程） | 11 |
| ▪ 給水収益 | 11 |
| ▪ 給与費明細書 | 11 |
| ▪ 供給単価 | 12 |
| ▪ キャッシュ・フロー計算書 | 12 |
| ▪ （予算の）繰越 | 12 |
| ▪ 繰越工事資金 | 12 |
| ▪ 繰越利益剰余金 | 12 |
| ▪ 繰出基準（公営企業繰出金） | 12 |
| ▪ 繰延収益（長期前受金） | 13 |
| ▪ 経常収支比率 | 13 |
| ▪ 経常利益、経常損失 | 13 |
| ▪ 継続費 | 13 |
| ▪ 経費回収率 | 13 |
| ▪ 下水道使用料 | 13 |
| ▪ 下水道普及率 | 14 |
| ▪ 決算報告書 | 14 |
| ▪ 減価償却費 | 14 |
| ▪ 減価償却累計額 | 14 |
| ▪ 減債積立金 | 14 |
| ▪ 県水（用水供給事業） | 14 |
| ▪ 建設仮勘定 | 14 |
| ▪ 建設改良積立金 | 15 |
| ▪ 工具・器具及び備品 | 15 |
| ▪ 公営企業 | 15 |
| ▪ 公共下水道 | 15 |
| ▪ 合流式下水道、分流式下水道 | 15 |
| ▪ 工事負担金 | 15 |
| ▪ 構築物 | 15 |
| ▪ 高度処理に要する経費 | 15 |
| ▪ 固定資産明細書 | 16 |
| <さ> | 16 |
| ▪ 債務負担行為 | 16 |

| | | |
|---|-------------------------|----|
| ▪ | 財務諸表..... | 16 |
| ▪ | 雑収益..... | 16 |
| ▪ | 雑支出..... | 16 |
| ▪ | 残存価額..... | 16 |
| ▪ | 資産..... | 16 |
| ▪ | 資産維持費..... | 17 |
| ▪ | 資産減耗費（固定資産除却費）..... | 17 |
| ▪ | 事故繰越..... | 17 |
| ▪ | 資本..... | 17 |
| ▪ | 資金不足比率..... | 17 |
| ▪ | 資本的収支予算（4条予算）..... | 17 |
| ▪ | 資本費平準化債..... | 18 |
| ▪ | 受贈財産評価額..... | 18 |
| ▪ | 受託工事収益..... | 18 |
| ▪ | 収益的収支予算（3条予算）..... | 18 |
| ▪ | 収益費用明細書..... | 18 |
| ▪ | 受水費..... | 18 |
| ▪ | 消費税及び地方消費税資本的収支調整額..... | 19 |
| ▪ | 所有権移転外ファイナンス・リース..... | 19 |
| ▪ | 剰余金計算書..... | 19 |
| ▪ | 剰余金処分計算書..... | 19 |
| ▪ | 受益者負担金..... | 19 |
| ▪ | 償却資産..... | 19 |
| ▪ | 剰余金..... | 19 |
| ▪ | 使用料単価..... | 19 |
| ▪ | 処理原価..... | 20 |
| ▪ | 賞与引当金繰入額..... | 20 |
| ▪ | 賞与引当金..... | 20 |
| ▪ | 水洗化率..... | 20 |
| ▪ | 税抜処理方式..... | 20 |
| ▪ | 総括原価..... | 20 |
| ▪ | 総係費..... | 20 |
| ▪ | その他未処分利益剰余金変動額..... | 21 |

| | |
|----------------------|----|
| ▪ 損益勘定留保資金..... | 21 |
| ▪ 損益計算書..... | 21 |
| <た>..... | 21 |
| ▪ 貸借対照表..... | 21 |
| ▪ 退職給付引当金..... | 21 |
| ▪ 耐用年数..... | 21 |
| ▪ たな卸し資産（貯蔵品）..... | 21 |
| ▪ 地方公共団体金融機構..... | 22 |
| ▪ 長期前受金戻入..... | 22 |
| ▪ 帳簿価額..... | 22 |
| ▪ 帳簿原価（取得原価）..... | 22 |
| ▪ 定額法..... | 22 |
| ▪ 逦増料金..... | 22 |
| ▪ 定率法..... | 22 |
| ▪ 投資有価証券..... | 23 |
| ▪ 特別利益、特別損失..... | 23 |
| ▪ 独立採算制..... | 23 |
| <な>..... | 23 |
| ▪ 内部留保資金..... | 23 |
| ▪ 任意適用..... | 23 |
| ▪ 年間配水量..... | 23 |
| ▪ 農業集落排水施設..... | 23 |
| <は>..... | 24 |
| ▪ 発生主義..... | 24 |
| ▪ 引当金..... | 24 |
| ▪ 費用..... | 24 |
| ▪ 複式簿記（企業会計）..... | 24 |
| ▪ 物件費..... | 24 |
| ▪ 負債..... | 24 |
| ▪ 不明水..... | 24 |
| ▪ 分流式下水道..... | 25 |
| ▪ 分流式下水道等に要する経費..... | 25 |
| ▪ 変動費..... | 25 |

| | |
|--------------------|----|
| ・ 包括的民間委託 | 25 |
| ・ 補填財源（内部資金） | 25 |
| <ま> | 25 |
| ・ 前受金 | 25 |
| ・ 前払金 | 25 |
| ・ 前払費用 | 26 |
| ・ 未収金 | 26 |
| ・ 未払金 | 26 |
| ・ 無形固定資産 | 26 |
| <や> | 26 |
| ・ 有収水量（年間有収水量） | 26 |
| ・ 有収率 | 26 |
| ・ 予定貸借対照表 | 26 |
| ・ 予定損益計算書 | 27 |
| ・ 予定支出の各項の経費の金額の流用 | 27 |
| <ら> | 27 |
| ・ 利益剰余金 | 27 |
| ・ 利益積立金 | 27 |
| ・ 流域下水道維持管理負担金 | 27 |
| ・ 流域下水道の建設に要する経費 | 27 |
| ・ 料金回収率 | 28 |

出典

- 地方公営企業制度研究会（1998）『地方公営企業用語辞典』、ぎょうせい
- 細谷芳郎（2018）『図解地方公営企業法 第3版』、第一法規
- 有限責任監査法人トーマツパブリックセクター・ヘルスケア事業部（2020）『一番やさしい公営企業の会計と経営』、学陽書房

<あ>

● 預り金

- 後日現金をもって返済すべきものとして一時的に受け入れた金銭で、その他流動負債に属する。例えば、契約保証金、預かり諸税。その他預り金として、法令に基づく収納取扱金融機関からの担保金である。
- 水道事業会計では、料金を一括で徴収している都合から、入金された翌月に振り替える、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料などが計上されている。

● 維持管理費

- 営業費用及び営業外費用から減価償却費、企業債の支払利息、受託工事費等を除いたものをいう。

● 一時借入金（の限度額）

- 予算内の支出を行う際に、運転資金に一時的な不足額が生じた場合などに、その不足を補うための短期の借入金をいう。時期的なズレに起因する資金不足を補うという性格から、一時借入金は借り入れた事業年度内に償還することが原則とされている。そのため、一時借入金を年度の予算として計上することはできない。
- 一時借入金は借入金であり、短期間であっても多額の借入金によって利子負担が増加し、企業経営に影響を与えるおそれがあるため、過度の借入れができないように予算書で限度額を定めなければならない。

● 1年基準（ワン・イヤー・ルール）

- 年度末（決算日）から1年以内に回収する、現金化する、返済するによって、流動資産（負債）、固定資産（負債）に分類する会計上の基本ルール。

● 一部適用（財務規定等の一部適用）

- 地方公営企業法のうち、財務に関する規定を中心とした規定のみ適用すること。適用事業の財務会計が発生主義の原則に基づく企業会計方式によって処理されることになる。

● 一般会計補助金

- 地方公共団体の一般会計から地方公営企業への補助金をいう。地方公営企業は、経費の負担区分に基づき、一般会計が負担するもののほか、独立採算制によりその経費は料金（使用料）で賄う。ただし、例外として、災害の復旧、政策的要因、その他特別の理由によ

り必要がある場合に、一般会計から地方公営企業に補助が認められている。

● 一般会計負担金

- 負担金の支出という方法で、一般会計が負担する経費は、経費負担の原則に基づく一般会計による負担額のみが想定されている。総務省により操出基準が示されており、基準内繰出金ともいう。維持管理費用に対する負担金であれば収益的収入、企業債償還に対する負担金であれば資本的収入に計上される。
- 水道の例：消火栓に要する経費
- 下水道の例：雨水処理に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、分流式下水道等に要する経費、流域下水道の建設に要する経費、高度処理に要する経費
- その他の例：地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

● 雨水公費・汚水私費の原則

- 「雨水公費」とは、雨水が自然現象によるものであり、雨水対策をすることは浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、その経費は公費（税金）でまかなうという考えのことをいう。
- 「汚水私費」とは、汚水が日常生活や生産活動によって生じるもので、下水道の利用者がどれだけの量の汚水を排出したかを測定できることから、排水量に応じて下水道使用料を徴収し、その収入で汚水処理のための費用をまかなうという考えのことをいう。

● 営業収益

- 通常の業務活動（本業）により発生した収益が計上される。
- 例：給水収益、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、受託工事収益

● 営業外収益

- 金融財務活動及び事業の経常的活動以外によって生じる収益が計上される。
- 例：水道メータ加入金、有価証券利息、負担金、補助金、長期前受金戻入

● 営業費用

- 通常の業務活動（本業）により発生した費用が計上される。
- 水道の例：原水及び浄水費、配水及び給水費、受託工事費、業務費
- 下水道の例：管渠費、ポンプ場費、業務費、流域下水道維持管理負担金、普及促進費、総

係費

● 営業外費用

- 金融財務活動及び事業の経常的活動以外によって生じる費用が計上される。
- 例：企業債の支払利息

<か>

● 外部資金

- 企業外部から受け入れる資金であり、4条予算において、建設改良のための資金をいう。
- 例：国庫補助金、他会計負担金、企業債

● 貸倒引当金

- 翌期の貸し倒れに備えて、水道料金、下水道使用料の未収金のうち、回収することが困難と見込まれる額を見積もり、あらかじめ計上するもの。不納欠損が生じた場合、貸倒引当金を取り崩すこととなる。

● 貸倒引当金繰入額

- 貸倒引当金を計上するための費用。年度末において必要な貸倒引当金を計上するため、不足する差額を補充する意味合いを持つ。

● 加入金

- 従来からの水道利用者との負担の公平を図る措置として、新規の給水契約申し込み者に、水道施設の整備に要する費用の一部を負担させるもの。

● 管理者（公営企業管理者）

- 地方公営企業を経営する地方公共団体に地方公営企業の業務を執行させるため、法定事業ごと管理者を設置することとされている。
- 小規模な公営企業は、条例に定めることにより、管理者を設置せず、管理者の権限は、地方公共団体の首長が行うことができる。
- 一部適用事業にあたっては、管理者は設置されず、事務処理は、市長の指揮監督の下に一般行政事務を処理する組織により行われる。

- **元利償還**
 - 企業債の償還は、元金の償還と利息の支払いに区分される。元金均等償還は、各償還期における元金償還額が一定である償還方法で、一方、元利均等償還は各償還期における元金及び利息の償還額の合計が一定である償還方法である。
 - 元利均等償還は、元金均等償還に比べ、総元利償還額は多くなるが、償還初期における元金償還負担が軽減される。水道事業、下水道事業の投資型事業に適しており、年度の償還額が一定となるため、世代間の公平性を実現できる。

- **管路経年化率（管渠経年化率）**
 - 法定耐用年数を越えた管路（管渠）延長の割合を表す指標で、管路（管渠）の老朽化度合を示す指標である。
 - 計算式：管路経年化率（％）＝法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100

- **管路更新率（管渠改善率）**
 - 当該年度に更新した管路（管渠）延長の割合を表す指標で、管路（管渠）の更新ペースや状況を把握できる指標である。
 - 計算式：管路更新率（％）＝当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100

- **機械及び装置**
 - 機械、装置のほか電気設備やポンプ設備、水道メータなども含まれる。

- **議会の議決を経なければ流用することのできない経費**
 - 適正な予算の執行や経営管理の観点から、企業の将来負担に影響を与えることが懸念される経費については、安易に流用を許して流動的に運用すべき経費ではないので、予算書に流用ができない対象科目を定めることとされている。

- **期間損益計算**
 - 1事業年度という期間における事業の収益と費用を把握して計算し、経営成績を明らかにすること。
 - 企業会計では、施設の建設改良（固定資産）のように、その支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、その年度の費用とはされない。翌年度以降に繰延べられ、減価償却費として、資産の価値の減少にあわせて分割計上される。

- **企業債**
 - 地方公営企業法上、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債を企業債という。

- **企業債明細書**
 - 貸借対照表に計上される企業債の内訳を表したもの。
 - 本市では、決算年度償還済みの企業債を含め、すべての未償還企業債について、発行年月日、償還高、未償還残高、利率などを表示している。

- **企業職員**
 - 公営企業の職員のうち、法の全部適用の職員のことをいう。職務内容が民間企業と類似していることから、労働関係について、地方公務員法の大幅な特例を設けている。

- **基本料金**
 - 水道料金及び下水道料金は、上下水道の使用量と関係なく固定的にかかる経費として負担してもらう基本料金と使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう従量料金とで構成される二部料金制を採用している。

- **給水原価**
 - 水道の有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表すもの。
 - 給水原価（円）＝（事業費用－長期前受金戻入）÷年間総有収水量

- **給水条例（供給規程）**
 - 水道事業者と水道使用者との給水契約の内容を示すものであり、料金、給水装置工事の負担区分その他供給条件を定めたもの。

- **給水収益**
 - 水道事業収益のうち最も重要な位置を占める収益である。水道料金として収入となる収益がこれにあたる。

- **給与費明細書**
 - 給与費は、経費中に収める割合が大きく地方公営企業の経営上重要な事項であることから、特にその内訳を明らかにするもの。

- 地方自治法に規定する職員手当ではない「児童手当」は、給与費明細書に含まない。
- 供給単価
 - 水道の有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの収益を得ているかを表すもの。
 - 供給単価（円）＝給水収益÷年間総有収水量
- キャッシュ・フロー計算書
 - 公営企業の保有している財産のうち、現金預金をどれくらい保有して、どのようなものを使用されているのかを示す報告書である。1事業年度の現金預金の動きを一定の活動区分に表示している。
- （予算の）繰越
 - 建設改良費予算（法 26 条第 1 項）や避けがたい事故により年度内に支払い義務が生じなかった支出予算（法 26 条第 2 項）については、翌年度繰越が認められている。
- 繰越工事資金
 - 当該年度の予算に計上した資本的支出の特定財源（企業債、補助金、工事負担金など）で、前年度以前において既に受け入れた企業債、補助金、工事負担金などのうち未だ財源として使用していなかったものをいう。
- 繰越利益剰余金
 - 前年度までに獲得した純利益のことで、未だ処分されず残っているもの。
- 繰出基準（公営企業繰出金）
 - 公営企業は、水の供給のほか、下水の処理といった様々なサービスを提供している。住民生活に不可欠なサービスであり、赤字を理由にして簡単に事業を廃止できない。この点に配慮し、公営企業では、受益者負担の原則に適さない経費については一般会計に負担させるものとしている。
 - この一般会計から公営企業会計に繰り出す経費を算定する基準は、法令に定めがあるほか、毎年 4 月に総務省から通知で示されており、この基準に基づく繰出金は、基準内繰出金とされる。

- **繰延収益（長期前受金）**

- 負債のうち、減価償却を行うべき固定資産の取得または改良に充てるために交付を受けた補助金等のこと。取得した固定資産の減価償却費に対応する収益の前受金としての性質をもつ。
- 固定負債・流動負債が、後日、他人に対して支払うべき金銭債務のことをいうのに対し、繰延収益は、補助金等により取得又は改良した固定資産の減価償却等を行う際に、償却見合い分を順次収益化し、損益計算書に計上することにより、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にしていくためのもの。あくまでも会計上の負債に過ぎない。

- **経常収支比率**

- 当該年度において、給水収益（下水道使用料）や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。
- 計算式：経常収支比率（％）＝経常収支÷経常費用×100

- **経常利益、経常損失**

- 損益計算書の中間利益（損失）の一つである。営業利益（損失）に、営業外利益を加え、営業外費用を差し引いて算出される。なお、特別損益は除外して算出される。

- **継続費**

- 建設改良等の特定目的があって、その執行に複数年度をする場合に、予算として経費の総額及び割額を定めることによって、複数年度にわたって支出ができる制度である。
- 公営企業の予算原則は単年度主義であるが、例外として継続費を認めている。複数の事業年度をまたぐような工事等について、契約等の手続削減、工事進の管理適正化や金の効率的な配分が可能となるためである。

- **経費回収率**

- 下水道使用料単価を汚水処理原価で除したもの。本来使用料により徴収すべき汚水に係る処理経費について、どの程度を使用料により回収しているかを示す。
- 計算式：経費回収率（％）＝下水道使用料÷汚水処理費（※公費負担分を除く）×100

- **下水道使用料**

- 地方公共団体は、公の施設の利用について使用料を徴収することができるとされ、下水道施設も公の施設に該当することから条例に基づき使用料を徴収することができる。

- 下水道普及率
 - 下水道の整備状況を表す指標の一つで、総人口に対する下水道処理区域内人口の割合を表したものの。

- 決算報告書
 - 地方公営企業の予算対実績を示す報告書をいい、決算にあたって作成すべき書類の一つ。管理者は、毎事業年度終了後2月以内に決算報告書、財務諸表を作成し、決算付属書類とともに長に提出しなければならない。

- 減価償却費
 - 損益計算上、固定資産の取得に要した経費を取得年度に一括計上せず、資産の価値の減少に応じてその使用期間全体に割り振ることである。（※土地は減価償却しない）
 - なお、減価償却の限度額について、有形固定資産の場合は、取得価格の95%とされており、無形固定資産の場合は全額減価償却が可能である。

- 減価償却累計額
 - これまで計上した減価償却費の合計額。

- 減債積立金
 - 企業債の償還に充てるための積立金。水道事業、下水道事業とも、毎事業年度生じた利益（未処分利益剰余金）を、議会の議決を経て、一定額を減債積立金として積み立てている。

- 県水（用水供給事業）
 - 埼玉県水道用水供給事業のこと。水道事業が一般の需要者に水を供給する事業であるのに対し、水道により、水道事業者はその用水を供給する事業で、水道水の卸売業である。

- 建設仮勘定
 - まだ完成していない建設中の建物や構築物などの工事において、工事を受注している建設業者に支払った工事費や前払いが該当する。また、翌年度以降の工事のために支出された委託料（基本計画策定、実施設計など）も計上される。

- **建設改良積立金**
 - 建設又は改良工事等を行うための財源として充てる目的で利益に応じて積み立てる積立金で、議会の議決を経て積み立てる。

- **工具・器具及び備品**
 - 水道事業では、水質検査器具や漏水探知器具などで、下水道事業では、管内調査用カメラや発電機などが計上されている。

- **公営企業**
 - 地方公共団体が直接経営し、地域住民の福祉の増進を目的とする事業で、独立採算の原則の下、サービスの対価として受け取る料金によって経営されるべきもの。

- **公共下水道**
 - 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

- **合流式下水道、分流式下水道**
 - 合流式下水道は、汚水及雨水を同一の管渠で排除する下水道をいい、分流式下水道とは、汚水と雨水を別々の管渠で排除する下水道をいう。
 - 本市では、分流式下水道となっている。

- **工事負担金**
 - 地方公営企業が、他企業などから依頼を受けて、工事を行う場合に、その工事に係る負担として依頼者から収納する金銭的給付。水道事業では、他企業の工事に起因して必要となる配水管の位置変更、消火栓の設置などの工事に伴い計上している。

- **構築物**
 - 水道事業においては、配水池、配水管などで、下水道事業においては、管渠（汚水・雨水）、調整池などが計上される。

- **高度処理に要する経費**
 - 基準内繰出金の1つ。流域下水道の高度処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額

の2分の1を一般会計から繰り入れるもの。

- **固定資産明細書**

- 貸借対照表に記載された固定資産の内訳を表したもの。税抜きで表示される。

<さ>

- **債務負担行為**

- 支出予算、継続費、繰越予算に含まれるものの外に、当該年度以降にわたって金銭の給付を目的とする債務を負担する契約等をいう。予算不足を防ぐため、重要な契約についてあらかじめ予算を確保する役割を持つ。
- 将来に支払い義務を生じさせるものであることから、予算に定め議会の議決を得る必要がある。

- **財務諸表**

- 決算書類の一部で、企業会計方式に基づいて作成される財務に関する諸表をいい、企業の財政状態を示す貸借対照表、経営成績を示す損益計算書、企業活動に伴う資金の出入りを示すキャッシュフロー計算書がこれに該当する。

- **雑収益**

- 事業上の売上以外の収益で、少額かつ他に該当する勘定科目がない重要性の低いもの。
- 例：占用料、施設補償費（資産減耗費相当額）

- **雑支出**

- 事業上の費用のうち、少額かつ一時的な出費で、他に該当する勘定科目がない重要性の低いもの。
- 例：使用料過年度還付金

- **残存価額**

- 耐用年数が経過した後に残る固定資産の価額をいう。
- 有形固定資産については取得価額の10%、無形固定資産については0円である。

- **資産**

- 企業の持つ土地、現金等の財貨又は権利で、経済的価値を持つものをいう。ワン・イヤ-

ルールに基づき、決算日から起算して1年以内に現金化されうるもの及び現金が流動資産といい、1年以内に現金化しえないものを固定資産という。

- **資産維持費**

- 将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、水道施設の計画的な更新の原資として内部留保すべき額のこと。

- **資産減耗費（固定資産除却費）**

- 老朽化した管渠を取り替える場合のように資産を他に譲渡せず廃棄する場合（除却）には、売却と異なる会計処理がされる。この場合、未償却残高は、代価なく除却されることになるため、これに相当する額の損失が生じるが、この損失は、固定資産除却費として営業費用に計上される。

- **事故繰越**

- 自然災害や企業に責任がなく不可避の事由により事業の執行ができなくなり、支払い義務が生じなかったという事象に着目して繰越が認められるもので、次の議会へその旨を報告しなければならぬ。この報告をもって翌年度予算の成立と同一の効果を有する。

- **資本**

- 企業自身に属する正味財産高のこと。地方公営企業における資本は、資産の額から負債の額を差し引いた額と定められている。

- **資金不足比率**

- 公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

- 資金不足比率が経営健全化基準である20%以上になると、経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定し、経営改善に取り組む必要がある。なお、本市では資金不足比率は生じていない。

- 計算式：資金不足比率（%）＝資金の不足額÷事業規模

- **資本的収支予算（4条予算）**

- 収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建

設改良及び企業債に関する収入・支出である。支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応する。

- 地方公営企業法施行規則別表 5 の予算書様式第 4 条に規定されていることから、「4 条予算」という。

- **資本費平準化債**

- 資本費にかかる世代間の公平化を図るために借りる企業債。企業債の元金償還期間が下水道施設の減価償却期間より通常短いことから発生する元金償還額 ($1/30=5/150$) と減価償却額 ($1/50=3/150$) との差額 ($2/150$) を後年度に繰り延べるために発行する。

- **受贈財産評価額**

- 個人、開発業者などから寄付（贈与）を受けた財産の評価額である。

- **受託工事収益**

- 営業収益の一部をなす。道路や区画整理事業などの他事業からの依頼により、給水管の切り回しといった修繕工事を行った際の対価として受け取るもの。

- **収益的収支予算（3 条予算）**

- 1 事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいう。
- 地方公営企業法施行規則別表 5 の予算書様式第 3 条に規定されていることから、「3 条予算」という。

- **収益費用明細書**

- 損益計算書の内訳を表したもの。年度中の経営成績を表す損益計算書には、勘定科目の「目」までが表示されるのに対し、収益費用明細書では「節」まで表示され、経営成績を詳しく知ることができる。

- **受水費**

- 水道事業が水道用水供給事業から供給を受けた水量に対して支払う受水に要する費用のこと。

- **消費税及び地方消費税資本的収支調整額**
 - 補填財源の1つ。資本的収支予算における仮受消費税と仮払消費税の差額については、消費税資本的収支調整額として補填財源に使用することが認められている。

- **所有権移転外ファイナンス・リース**
 - リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除できないリース取引のこと。この取引でのリース資産は、最終的に地方公営企業の資産とはならない。

- **剰余金計算書**
 - 貸借対照表に記載されている資本金及び剰余金が事業年度中にどのように変動しているかを示す報告書。

- **剰余金処分計算書**
 - 当年度の未処分利益剰余金について当年度決算後の処分の状況を表示している。

- **受益者負担金**
 - 一定の公共施設の建設改良などについて、当該事業によって特に利益を受ける者から、受益の限度を考慮して、当該事業に要する費用の一部を、当該利益を受ける者に負担させるもの。財源の全部または一部に充当する。
 - 下水道受益者負担金は、都市計画法に定められている。

- **償却資産**
 - 固定資産のうち土地、立木及び建設仮勘定を除いたものは減価償却の対象となる。減価償却を行うべき資産を償却資産という。

- **剰余金**
 - 企業の正味財産額のうち資本金の額を超過した部分を意味する。その源泉は、企業の営業活動によって獲得した利益によるものである。

- **使用料単価**
 - 下水道使用料収入を年間有収水量で除したものをいう。

- **処理原価**
 - 汚水処理費を年間有収水量で除して得た数値で、1 m³当たりの汚水を処理するための必要な経費を表している。

- **賞与引当金繰入額**
 - 決算で、賞与引当金を繰り入れた（繰り入れる）金額（翌年度6月に支払われる予定の当年度負担相当額（4ヵ月（＝12月～3月））のことで、営業費用として計上するもの。

- **賞与引当金**
 - 翌年度6月に支払われる予定の期末・勤勉手当のうち、当年度負担相当額（4ヵ月分（＝12月～3月））を見積もって計上した引当金の金額のこと。

- **水洗化率**
 - 処理区域内人口に対する水洗化人口の割合。使用料収入を確保し、投下資本の早期回収及び企業経営の健全化を図る観点からも水洗化率の向上は望まれる。

- **税抜処理方式**
 - 消費税の経理処理方法の1つ。消費税は最終的には消費者が負担するものという原則から、売上や仕入から消費税を完全に切り離し、仮受、仮払勘定で処理するもの。
 - 本市においては、この「税抜処理方式」を採用している主な理由として次のことが挙げられる。
 - ① 消費税は最終的には消費者が負担するものであるため、事業における「費用」ではなく、企業会計上は、短期的な通過勘定としての性格のものである。
 - ② 税抜経理をすることにより、消費税率の変動に左右されない財務諸表の比較が可能となる。なお、税込処理方式、税抜処理方式のいずれを採用しても、消費税の納税額に変わりはない。

- **総括原価**
 - 料金算定期間における料金対象原価であり、その内容は、営業費用に支払利息と資産維持費を加算した額である。

- **総係費**
 - 事業活動全般に要する経費。職員給与費、システム使用料、各種業務委託料、各種関係団

体負担金などが計上される。

- **その他未処分利益剰余金変動額**

- 資本的収支の補填財源として使用した減債積立金を目的通り企業債の償還のために使用した場合には、その他未処分利益剰余金変動額に振り替えることになっている。

- **損益勘定留保資金**

- 資本的収支の補てん財源の一つで、3条予算において、費用として計上されながら現金の支出を必要としないもので、減価償却費、固定資産除却費等の合計額である。

- **損益計算書**

- 1営業期間内に得たすべての収益と、これに対応するすべての費用を記載し、純損益を表示し、企業の経営成績を明らかにする報告書。

<た>

- **貸借対照表**

- 年度末における企業の財政状態（財産の残高）を明らかにする報告書。年度末において企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示している。
- 左側の「資産」と右側の「負債・資本」が同額でバランスしているため、バランスシート（B/S）と呼ばれる。

- **退職給付引当金**

- 将来の現金の支出に備えた資金の留保で、対象職員が自己都合による退職するものと仮定した場合の退職金額を用いて引当金を計上している。

- **耐用年数**

- 固定資産が、その本来の用途に使用できるとみられる推定の年数である。有形固定資産、無形固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第2号、第3号にそれぞれ規定されている。

- **たな卸し資産（貯蔵品）**

- 収益を得るために比較的短期間企業内にとどまる資産で、水道メータや漏水用補修材料などである。

- **地方公共団体金融機構**
 - 地方債計画に計上された公的資金として貸付を行う。地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通し、資本市場からの資金調達に関して支援を実施することで、地方団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与するものである。
 - 同じ公的資金である財政融資資金と比べ、借入手続きが簡素である。

- **長期前受金戻入**
 - 減価償却費のうち、補助金（長期前受金）を財源として取得した部分を収益化したもの。現金収入はなく、会計上、収益として処理したものに過ぎない。

- **帳簿価額**
 - 資産の取得価額から減価償却累計額を差し引いた額で、資産の現在の価値を表している。

- **帳簿原価（取得原価）**
 - 資産取得のために支出した金額で、償却資産の取得時点の価格になる。

- **定額法**
 - 減価償却の方法の1つで、毎年一定額の減価償却費を算出する方法。有形固定資産については「定額法」または「定率法」により、無形固定資産については「定額法」により、減価償却費を計上する。
 - 本市では、毎年度均等額を減価償却費として計上していく「定額法」により減価償却費を計上している。

- **逦増料金**
 - 二部料金制の一つで、使用量の増加に応じて料金単価が高くなる料金体系をいう。生活用水の低廉性の確保や限りある水資源を有効に利用していく需要抑制の観点から多くの水道事業者で導入されている。

- **定率法**
 - 減価償却の方法の1つ。毎年、帳簿価額に対し、一定の割合（率）で減価償却費を算出する方法。

- **投資有価証券**
 - 国債証券や地方債証券、社債券など該当する。

- **特別利益、特別損失**
 - 事業の通常の経営に伴うものでなく、災害損失等のため、臨時かつ巨額の支出が必要とされるものや、その発生の事実が過去の年度に属すると考えられるもの。主に固定資産の売却益（損）が計上される。

- **独立採算制**
 - 企業運営に要する経費を、税金によらず、その経営に伴う収入をもって賄う経営方式。

＜な＞

- **内部留保資金**
 - 収益的収入及び支出における経済活動の結果、予定される利益及び費用に計上されている減価償却費等現金支出を伴わない支出によって企業内部に留保される自己資金のこと。
 - 企業債等の外部資金に対し、内部留保資金は、資金調達の源泉が企業内部にある資金をさす。資本的収入が資本的支出に不足する場合に充当する補てん財源として使用される。

- **任意適用**
 - 地方公営企業法の適用が義務づけられていない事業について、市町村の条例で定めることにより同法の全部又は一部を適用する場合をいう。
 - 本市では、公共下水道事業及び農業集落排水事業が法の一部適用（財務適用）を定めている。

- **年間配水量**
 - 配水池から配水管に送り出した1年間の水量である。

- **農業集落排水施設**
 - 農業振興地域内において、生活排水などにより農業用水の汚濁が進み農業生産に悪影響を及ぼしていたことから汚水処理施設の整備を開始した。
 - 本市では、4地域で、平成2年から順次供用開始した。

<は>

● 発生主義

- 現金の収支の有無にかかわらず、その経済活動の発生の時点で記帳するもの。
- これに対して、現金のみに着目し、現金の移動のあった時点でその事実を収入・支出に区分して記帳する経理の考え方を現金主義という。

● 引当金

- 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事業に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる金額をいう。
- 本市では引当金として、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金を計上している。

● 費用

- 企業が収益を上げるために直接間接問わず消費した財貨又は役務に対する支出である。
- 企業会計では、費用の中に現金支出を伴わないものも含まれる。

● 複式簿記（企業会計）

- 1つの経済活動について、「物品の増加」と「現金の減少」という2つの側面（＝複式）から捉えて記録し、企業の経営成績や財政状況を正しく把握しようとする方法。
- 例：100万円で物品を購入した場合、物品が増加するかわりに現金が減少する。

● 物件費

- 消費的性質を持つ経費の総称。
- 例：旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費

● 負債

- 後日他人に対して支払うべき金銭的債務をいう。ワン・イヤー・ルールに基づき、決算日から起算して1年以内に支払うべき短期債務が流動負債といい、支払期限が1年以内に到来しないものを固定負債という。

● 不明水

- 下水道の汚水管に、何らかの原因で流入する雨水や地下水をいう。不明水が生じる原因としては、管渠の接合部分より流入する地下水、マンホールより侵入する雨水、汚水樹と雨水樹の誤接続による雨水の侵入等が考えられる。

- 分流式下水道
 - 汚水と雨水とを別々の管渠に集めて排除する下水道。公共用水域の水質保全の効果が高く、合流式に比べ公的な便益がより大きく認められる一方、建設コストでは汚水・雨水別々の管を整備する必要があるため、合流式に比べ割高となる。
 - 本市はすべて分流式下水道である。

- 分流式下水道等に要する経費
 - 一般会計負担金の1つ。分流式下水道は合流式に比べて整備のコストが高くなるため、資本費（減価償却費・支払利息）の一部を公費が負担する。分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入（＝下水道使用料）をもって充てることができないと認められるものに相当する額を一般会計から繰り入れる。

- 変動費
 - 薬品費、動力費等、水道の実使用（給水量の増減）に伴い発生する費用。

- 包括的民間委託
 - 民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

- 補填財源（内部資金）
 - 資本的収入が資本的支出に不足する場合にその不足額を補てんする企業内部に留保された資金などの財源をいう。具体的には、消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金（減価償却費、固定資産除却費）、各種積立金などで構成される。

<ま>

- 前受金
 - 将来の役務の提供等一定の給付を行うことを約束して、その履行前に相手方から受け取った対価に相当する額をいう。

- 前払金
 - 物品の購入、工事の請負等の際して前払いにされた金額。その支払うべき事実が確定する前に、その債務金額の一部または全部を交付する支払方法。

- 前払費用
 - 一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいいます。
 - 例：賃借料や保険料の前払い

- 未収金
 - 債権は発生しているが、その収入が終わっていないものをいい、料金（使用料）などが該当する。

- 未払金
 - 債務は発生しているが、その支払いが終わっていないものをいい、経費の未払分、や固定資産の購入代金（建設改良費）の未払分などが該当する。

- 無形固定資産
 - 物質的実体としては存在しないが法律上の権利、事実上の価値が認められる無形の資産をいう。有形固定資産と異なり、価値がある権利なども資産として計上する。具体的には、水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、電話加入権などが含まれ、有償で取得したものに限り、資産計上する。
 - 本市では、電話加入権のほか、下水道事業の流域下水道の施設利用権を所有する。

<や>

- 有収水量（年間有収水量）
 - 1年間の料金徴収の対象となった水量。

- 有収率
 - 有収水量を給水量で除したもの。
 - 有収率（％）＝年間総有収水量÷年間総配水量×100

- 予定貸借対照表
 - 予算に関する説明書の一つで、前年度末及び当年度末に予想される財政状態を示した貸借対照表をいう。議会が当該年度の予算を審議するに際し、前年度と比較・検討できるよう提出が義務付けられている。

- 予定損益計算書

- 予算に関する説明書の一つで、前年度の終わりに予想される経営成績等を示した損益計算書をいう。議会が当該年度の予算を審議するに際し、前年度と比較・検討できるよう提出が義務付けられている。

- 予定支出の各項の経費の金額の流用

- 公営企業の予算は、原則として款及び項を議決対象科目として大枠を定め、目以下の予算については管理者の権限で流用することができるものとされている。しかし、経済情勢等の変化により、当初予算どおりの執行ができないような場合に、その都度予算を補正する必要があると、円滑な企業経営を損なう可能性が生じる。そこで、予定支出の経費について、原則、各款間または各項間の科目を流用することはでないが、予算の範囲内で賄うことができる場合には、各間において予算書で具体的に流用可能な科目を定めることができる。

<ら>

- 利益剰余金

- 企業の毎事業年度の営業活動の結果、損益取引により生じた剰余金で、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金に大別される。
- 未処分利益剰余金は、当該年度に獲得した当期純利益と前年度までに獲得した純利益（使用済み積立金）を合わせたものである。

- 利益積立金

- 欠損金をうめるために積み立てる積立金。

- 流域下水道維持管理負担金

- 荒川左岸流域下水道維持管理負担金のこと。鴻巣市、熊谷市、行田市、北本市、桶川市の5市から集めた汚水を広域的に処理する下水道で、昭和56年から供用開始している。流域下水道が設置した流量計により排水汚水量を計測、負担金単価×排水汚水量で維持管理費を算出している。

- 流域下水道の建設に要する経費

- 一般会計負担金の1つで、広域的な水質保全を図る観点から、流域下水道の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰出すもの。県の流域下水道に対して支出した建設

費負担金の40%とされる。(利息分は3条予算、元金分は4条予算)

- **料金回収率**

- 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。
- 計算式：料金回収率(%) = 供給単価 ÷ 給水原価 × 100